

工事費内訳書の提出及び取扱いについて

本市発注の建設工事に係る入札時の工事費内訳書の提出及び取扱いについては、次のとおりとする。

1 対象

設計金額400万円を超える工事のうち、本市が提出を求めるものとする。

2 入札公告等への記載

一般競争入札にあつては入札公告、指名競争入札にあつては指名通知書により提出を求める。

3 工事費内訳書の内容

工事費内訳書の内容は、以下に示す形式とする。

(1) 土木工事

設計書に掲げる工事区分、各工種、種別に相当する項目に対応する金額を表示したものの。

(2) 建築工事

数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳に相当する項目に対応する金額を表示したものの。

4 様式

入札情報サービス（PPI）により本市が提供する様式を使用すること。入札参加者独自の様式を用いる場合は、本市が提供する様式と同一の記載内容とすること。

5 提出

電子入札システムによる入札及び紙による入札、どちらの場合も入札書提出と同時に提出すること。再入札となった場合は、工事費内訳書の提出は不要とする。

6 工事費内訳書の確認事項

- (1) 住所又は所在地、商号又は名称、工事名
- (2) 入札金額と工事費内訳書の工事価格計の照合
- (3) 工事費内訳書の項目及び金額

7 確認後の工事費内訳書の取扱い

- (1) 別表各号に掲げる場合は、工事費内訳書が未提出又は不備があるものとして、無効

の入札として取り扱うものとする。また、提出した工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回はできないものとする。ただし、入札参加者の責めに帰すことができない場合等は、本市は改めて工事費内訳書の提出を求めることができる。

なお、軽微な誤字、脱字等がある場合は、注意を行った上で無効としないことができる。

(2) 工事費内訳書の確認により次に掲げる事例等に該当し、談合の疑義があると認められる場合は、「浜松市入札談合情報処理要領」により対応する。

- ① 他の事業者の内訳書が添付されたもの
- ② 手書きで筆跡が同一と判断されるもの
- ③ その他談合が推測される記載等があるもの

附 則

この取扱いは、令和8年4月1日から施行する。

別表

1 未提出であると認められる場合	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 工事費内訳書が電子データの場合で破損等の理由により内容が確認できない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 商号又は名称の記載がなく、入札書と同一性が判別できない場合（電子入札の場合を除く）
	(3) 工事名の記載がなく、入札書と同一性が判別できない場合（電子入札の場合を除く）
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 商号又は名称に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合（電子入札の場合を除く）
	(2) 工事名に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合（電子入札の場合を除く）
4 その他未提出又は不備がある場合	

工事費内訳書（土木工事の例）

令和 年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

- 1 課 名：◇◇課
2 入札番号：○○○○○
3 工事名：●●工事
4 工事場所：△△地内
5 工事費内訳

道路改良	円
道路土工	円
掘削工	円
作業土工	円
残土処理工	円
石・ブロック積（張）工	円
コンクリートブロック工	円
排水構造物工	円
側溝工	円
構造物取壊し工	円
運搬処理工	円
舗装工	円
アスファルト舗装工	円
区画線工	円
区画線工	円
仮設工	円
交通整理工	円
直接工事費計	円
共通仮設費	円
共通仮設費計	円
純工事費計	円
現場管理費	円
工事原価計	円
一般管理費等	円
工事価格計	円

①直接工事費のうち材料費	円
②直接工事費のうち労務費	円
③現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額	円
④現場管理費のうち建退共制度の掛金	円
⑤工事原価のうち安全衛生経費	円

【注意事項】
材料費、労務費、建退共制度の掛金、安全衛生経費については、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、次のとおり記載することができます。
・すべてを計上できない場合は、「算出不能」、「計上不可」等その旨が分かるように記載
・一部のみ計上できない場合は、「一部のみ計上」等その旨を記載し、計上可能な金額のみ記載

<記載例>

①直接工事費のうち材料費	○○○○（一部のみ計上）	円
②直接工事費のうち労務費	算出不能	円